

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和2年6月10日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 工事名 令和元年度 土木施設災害復旧事業 道路災害復旧工事（高屋台二丁目不認定道路）
- 2 工事管理番号 7-102-0124
- 3 工事場所 東広島市高屋台二丁目
- 4 工事概要 高屋台二丁目不認定道路
法面吹付工 A=278m²、プレキャスト水路工 L=52m、現場打水路工 N=7箇所
- 5 工期 契約日の翌日から令和3年3月31日まで
- 6 予定価格 43,477,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 最低制限価格 有り
- 8 建設工事の種類 土木一式工事
- 9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

| | | | | |
|---|---------------|---|-----------|------|
| (1) 平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種 | 土木一式工事 | | | |
| (2) 東広島市水道局指定給水装置工事事業者の指定 | 不要 | | | |
| (3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否 | 不要 | | | |
| (4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。 | 広島県内に営業所を有する者 | | | |
| (5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。 | ア | 東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者 | 認定等級（格付け） | A又はB |
| | イ | 広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（アを除く） | 認定等級（格付け） | A又はB |
| | ウ | 広島県内に主たる営業所を有する者（ア、イを除く） | 認定等級（格付け） | A又はB |
| | エ | 東広島市内に営業所を有する者（ア、イ、ウを除く） | 認定等級（格付け） | A又はB |
| | オ | 広島県内に営業所を有する者（ア、イ、ウ、エを除く） | 認定等級（格付け） | A又はB |
| (6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。 | 問わないものとする。 | | | |
| (7) 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。 ※災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。 | 次 | のいずれにも該当する技術者を施工現場に専任で配置できる者 | | |
| | ア | 土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 | | |
| | イ | 土木一式工事の経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 | | |
| | ウ | 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 | | |

1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
※「建設工事請負契約約款」については、令和2年4月1日改正後の約款を使用する。
- (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- (3) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

| 提出資料 | | 詳細 |
|----------|---------------------------------|---|
| 資格要件確認資料 | (1) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し | 開札日の前日から1年7か月前以降の日を審査基準日とするもの |
| | (2) 施工実績及び配置予定技術者確認資料 | 様式第1（原則、添付ファイルはExcel形式で提出すること） |
| | (3) 会社の実績を確認するための資料 | 必要なし |
| | (4) 技術者の資格を確認するための資料 | 次のいずれか1つ以上 ア 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。 イ 「技術者合格証明書」の写し」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し」 |
| | (5) 技術者の経験を確認するための資料 | 必要なし |
| | (6) 誓約書 | 様式第4（原則、添付ファイルはWord形式で提出すること） |
| | (7) 建設業許可申請書別紙二の写し | 9(5)のイ、エ又はオに該当する者のみ必要 |
| | (8) 経營業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料 | 9(5)のイ、ウ、エ又はオに該当する者のみ①及び②を提出すること。 ① 経營業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第7号） ② 専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表の写し |
| | (9) 媒体提出届 | 様式第5（原則、不要） ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はCD-Rにより持参する提出資料があるときは、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しWord形式の添付ファイルとして提出するとともに、契約課に持参する媒体にも写しを添付すること。 |

1 2 日程等に関する事項

| 手続き等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項 |
|---------|--|--|
| 公告日 | 令和2年6月10日 | 東広島市ホームページ及び契約課掲示板に掲示する。 |
| 設計図書の見学 | 令和2年6月10日～ 令和2年6月16日 | 東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を見学していない者のした入札は、無効とする。 |
| 質問書提出期間 | 令和2年6月10日～ 令和2年6月18日 | 質問書（様式第7）により建設部維持課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。 |
| 回答書見学期間 | 令和2年6月24日～ 令和2年6月29日 | 東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず見学すること。 |
| 入札期間 | 令和2年6月26日 （午前9時～午後5時）及び 令和2年6月29日 （午前9時～午後4時） | 電子入札等システムを利用して入札を行う。 |
| 開札日時 | 令和2年6月30日 午前11時30分 | 電子入札室（本館4階）で行う。 |
| 事後審査 | 開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。 | 電子入札等システムで落札者決定通知を行う。 |

1 3 入札金額の積算内訳書に関する事項

本工事に係る入札金額の積算内訳書への記載は、直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費のみの記載も可とする。（工事数量総括表に複数の工事箇所が記載されている場合は、工事箇所全てを合計した直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費のみの記載も可とする。）

1 4 問合せ先

東広島市 総務部 契約課（東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）